Ⅵ　労働組合

1　労働組合

憲法第２８条では、勤労者の団結権を保障していますが、これを受けて制定されたのが**「労働組合法」**です。労働組合法では、労働条件の維持改善や、労働者の地位の向上を図ることを主な目的として労働者が組織し、民主的な運営をする団体を労働組合としており、使用者の不当労働行為を禁止したり、労働組合の正当な争議行為に刑事上、民事上の免責を与えるなどの保護をしています。

2　団体交渉と争議行為

労働条件の維持改善のために、労働組合などが使用者と交渉することを**団体交渉**といいます。正当な理由がないにも関わらず、使用者が団体交渉を拒むことは不当労働行為として禁じられています。**（労働組合法第７条第２号）**

団体交渉の対象となる事項は、賃金、労働時間、休日などの労働条件をはじめ、使用者に決定権のあるものであれば、労働者の生活の安定・向上につながるあらゆる問題を含みます。

また、**争議行為**とは、団体交渉の結果、労使双方の主張に食い違いがあるとき、労働者側が主張を通すために業務の正常な運営を阻害する行為をいい、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）、事業所閉鎖（ロックアウト）などの態様があります。**(労働関係調整法第７条)**争議行為はその目的、手段、方法が正当でなければならず、正当な争議行為には、刑事上、民事上の保護等が与えられています。

3　不当労働行為

労働組合や労働者に対する使用者の次のような行為は、**不当労働行為**となりますので、県の労働委員会に救済を申し立てることができます。**（労働組合法第７条）**

（1）労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入・結成しようとしたことなどを理由に、解雇などの不利益な取扱いをすること。
（2）労働組合に加入しないことなどを雇用条件にすること。
（3）正当な理由なく団体交渉を拒否すること。
（4）労働組合活動に支配介入、又は経費援助を行うこと。
（5）労働者が労働委員会に対し、不当労働行為の救済申し立てをしたことなどを理由とする解雇、その他の不利益な取扱いをすること。

4 労働委員会

労使紛争は労使が自主的に解決するのが望ましいのですが、当事者だけで自主的に解決することが困難な場合もあります。そこで、公平な第三者の立場から、労働争議の調整や不当労働行為の審査などの方法で労使紛争の解決を図るため、**労働委員会**が設けられています。**（労働組合法第２０条）**

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されています。**（労働組合法第１９条）**

１　労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）

労働組合又は使用者の一方（あるいは双方）の申請に基づいて、「あっせん」・「調停」・「仲裁」を行います。

「あっせん」は、労働委員会の会長の指名するあっせん員が、当事者の間に入って、交渉の行き詰まりを打開するなど、争議を解決に導く調整方法です。労働条件等について合意が得られず、労働組合や使用者があっせん申請したときは、労働委員会はあっせん員によって、速やかに公平・円満な解決へ向けて支援します。

労働争議の調整には、「あっせん」のほかに「調停」「仲裁」の制度もありますが、いずれの場合も、原則として労使双方の申請が必要です。

２　不当労働行為の審査

労働組合やその組合員から「会社が組合員に対し嫌がらせや脱退勧告を行った。」など、不当労働行為の救済の申立てがあった場合、労働委員会が不当労働行為の有無を審査し、不当労働行為に該当すると判断すれば、改善命令を出して救済します。

■救済申立てができるのは、不当労働行為があったとされる日から１年以内です。

■労働組合は、労働組合法の資格要件を備えていることが必要です。

Q&A

Q　ユニオン・ショップとは？

A　「会社に入ったら、労働組合にも加入しなければならない」という労働組合と使用者との労使協定のことをユニオン・ショップ協定といいます。ユニオン・ショップ協定が結ばれている場合には、労働者が労働組合から脱退したり、除名させられたことなどによって組合員資格を失ったときには、使用者はその労働者を解雇しなければなりません。**（労働組合法第７条第１号）**

Q　雇用関係のトラブル！裁判所で訴訟を起こすしかないの？

A　裁判所でも様々な解決手段があります。

■**話し合える見込みがあるなら…**	**→調停**	話合いにより解決を目指す非公開の手続きです。裁判所の調停委員会が話合いを進めます。
■**早期に解決を図りたいなら…**	**→労働審判**	裁判官と労働審判員 2 名で組織される労働審判委員会が、個別紛争を 3 回以内の期日で審理し、話し合いによる解決（調停）や解決案の提示（労働審判）を行います。
■**それでも解決しないなら…**	→異議申し立てにより訴訟に移行します。	

この他にも様々な手段があります。簡易裁判所や、法律の専門家である弁護士にご相談ください。